

○日野市立学校適正規模、適正配置等検討委員会条例施行規則

平成29年11月14日

教育委員会規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、日野市立学校適正規模、適正配置等検討委員会条例（平成9年条例第34号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、条例第6条第1項の規定に基づき日野市立学校適正規模、適正配置等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所、議題その他必要な事項を検討委員会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。

(欠席の申出)

第3条 委員は、検討委員会に出席することができないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(会議の公開等)

第4条 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、検討委員会は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 会長は、あらかじめ設けた傍聴席が満員になったときは、傍聴を制限することができる。

4 傍聴人は、検討委員会が会議を非公開とすると判断した場合は、速やかに退場しなければならない。

5 会長は、傍聴人が指示に従わないときは、退場させることができる。

(協力の依頼)

第5条 条例第6条第4項の規定による関係者に対する必要な協力等の依頼は、会長が行う。

(報酬等)

第6条 委員には、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第13号）に定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。ただし、東京都及び日野市の職員には支給しない。

（議事録）

第7条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- (1) 検討委員会の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は、公開とする。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（委員の辞職）

第8条 委員を辞職しようとするときは、事由を付して教育委員会に届け出なければならない。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定めるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。